

2014年1月27日

1. 一定の私募における一般的勧誘及び一般的広告の解禁 1
2. レギュレーションDの私募におけるセーフ・ハーバーに関する「悪人 (Bad Actors)」の欠格条項 2
3. NYSE及びNasdaqが新たな報酬委員会規則を採択 2
4. SECが資源採取企業による政府機関への金銭支払開示規則に対する裁判所の無効判決について上告を断念 2
5. 連邦地方裁判所がSECの紛争鉱物規則を支持 3
6. SECの委員長が、鉱物開示規則の見直しが適切であると示唆 3
7. ISDAがスワップ取引に関する新たなプロトコルを公表 4
8. 「ボルカー・ルール」の最終版が採用される 4
9. 米国第二巡回区控訴裁判所が、取引所法第10(b)条は責任の性質に関わらず米国内の行為についてのみ適用される旨を判示 4
10. SECがソーシャル・メディアを通じた企業のコミュニケーションに関する見解を公表 5
11. ポール・ワイスが代理したイーディス・ウィンザー氏が、米国最高裁判所において、同性婚に関する歴史的な判決を勝ち取る 5
12. デラウェア州一般会社法の2013年改正 5
13. SECが2013年会計年度における執行訴訟の結果を公表 6
14. 最高裁判所が「市場における詐欺」に基づく推定の変更を検討 6

本稿では、日本企業及びそのアドバイザーのために、2013年における米国のリーガル及び規制上の主な展開を紹介する。

1. 一定の私募における一般的勧誘及び一般的広告の解禁

2013年7月10日、米国証券取引委員会（以下「SEC」）は、新規事業活性化法（Jumpstart Our Business Startups Act、以下「JOBS法」）第201(a)条の最終ルールを採択した。最終ルールは、1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」）のルール144A 又はレギュレーションDのルール506に基づく証券の私募において、長年にわたり禁止されてきた一般的勧誘及び一般的広告（以下、総称して「一般的勧誘」）を解禁した。本ルールは、2013年9月23日に発効した。

ルール144Aの募集 ルール144Aの改正により、募集対象を「適格機関投資家（qualified institutional buyer、以下「QIBs」）」に限定する要件が撤廃された。改正後のルール144Aは、募集の対象を、QIBs又は売主及び売主の代理人が合理的にQIBsであると信じる買主に限定することを求めるに留まる。改正の結果、ルール144Aの募集において一般的勧誘が可能となった。もっとも、実際問題として、ルール144Aの募集において市場関係者が一般的勧誘を日常的に行うようになるわけではないと思われるが、この改正のポイントは、不注意により一般的勧誘が行われた場合であっても、そのために以前のようにルール144Aの除外規定を利用できなくなるわけではない点にある。ただし、SECに対する報告を行っていない発行体がルール144Aの募集として一般的勧誘を行う場合、米国のほとんどの州の「ブルースカイ法」に基づく登録又は許可が必要となる可能性があることから、日本の発行体が一般的勧誘を行うケースはさらに限られたものとなる可能性が高い。なお、日本の発行体は、多くの場合、レギュレーションSに基づき米国外での証券の売出を行っている。新しいルールは、レギュレーションS及びこれが禁止する米国に「向けられた販売活動（directed selling efforts）」を変更するものではない。もっとも、SECはガイダンスにおいて、レギュレーションSに基づく米国外の募集はルール144Aに基づく米国内の未登録募集と一体化しないとしていることから、ルール144Aに基づく一般的勧誘を、並行して行われるレギュレーションSの募集における米国向け販売活動として考えるべきではないと思われる。

レギュレーションDの募集 従来のレギュレーションDのセーフ・ハーバー条項では、発行体は、ルール506に基づき、「認定投資家（accredited investors）」向けに証券の募集及び売出を行うことができたが、その際に一般的勧誘を行うことはできなかった。最終ルールは新たにルール506(c)を設け、(i)発行体が証券の買主が認定投資家であると確認するための合理的な手続を取り、かつ(ii)証券の最終的な買主の全てが認定投資家であるか又は認定投資家であると発行体が売出時に信じた場合に、一般的勧誘により売り出される募集の登録を免除する新たな除外規定を定めた。最終ルールには、購入予定者が認定投資家である旨を発行体が確かめるための明確な基準は盛り込まれなかったが、代わりに、買主が自然人である場合に確認要件を満たしたとみなされるための、非包括的かつ任意の確認リストが定められている。ルール144A及びルール506における一般的勧誘の解禁に関する実際的な検討事項についての詳細は、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい：

http://www.paulweiss.com/media/1754744/26july13_jobs.pdf

2. レギュレーションDの私募におけるセーフ・ハーバーに関する「悪人 (Bad Actors)」の欠格条項

2013年7月10日、SECは、ルール506が定めるレギュレーションDの私募へのセーフ・ハーバーの適用において、一定の重罪犯罪者及びその他「悪人 (bad actors)」が関与する証券の募集を欠格とする最終ルールを採択した。本ルールは、2013年9月23日に発効した。発行体又は発行体の引受人、募集代理人並びにその取締役、役員及び主要な株主等のその他関連当事者が、証券詐欺又はその他一定の違法行為により有罪判決を受けあるいは裁判所の制裁若しくは行政処分の対象となっている場合、ルール506は適用されない。2013年9月23日より前に発生した事由に基づき募集が欠格となることはないが、新たに採択されたルール506(e)は、当該発効日前に存在した事由であっても、欠格事由に該当したであろう事項を「合理的な認知性 (reasonable prominence)」をもって開示することを求めている。実際問題として、引受人又は募集代理人として行動する銀行等の大規模な機関は、広範な内部デューデリジェンスを行わなければ、「悪人」の規定に該当しないと確認するのは難しいかもしれない。その場合、以前であればレギュレーションDの募集として行われたであろう募集の一部は、今後は、レギュレーションDのセーフ・ハーバーが適用されない私募とされる可能性がある。

ルール506の募集における「悪人」の欠格ルールに関する詳細は、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

http://www.paulweiss.com/media/1717486/17july13_sec.pdf

2013年9月19日、SECは、「小規模事業者向けコンプライアンスガイド ルール506の募集における重罪犯罪者及びその他「悪人」の欠格及び関連する開示事項」を公表した。本ガイドは、レギュレーションDのルール506における「悪人」の欠格事項及び必要な開示事項に関する発行体の理解と遵守をサポートするための概要である。SECのコンプライアンスガイドについては、以下のウェブサイトをご参照頂きたい。

<http://www.sec.gov/info/smallbus/secg/bad-actor-small-entity-compliance-guide.htm>

3. NYSE及びNasdaqが新たな報酬委員会規則を採択

2010年ドッド=フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（「ドッド=フランク法」）並びに関連するSECのルールに基づき、NYSE及びNasdaqは、報酬委員会の独立性及び責任に関する新しい上場基準を採択した。NYSE及びNasdaqが採択した新たな基準は、強制的な独立性の基準を定める代わりに、報酬委員会の独立性を判断する際に考慮しなければならない要素を定める。2013年12月11日にSECが提案ルールの改正を承認したことを受け、NasdaqはNYSEと同様のアプローチを採択し、報酬を厳格に禁止するというよりはむしろ、報酬委員会に、報酬委員会のメンバーが受領したあらゆる報酬を考慮することを義務付けた。企業は、(i) 2014年1月15日以降の最初の年次株主総会又は(ii) 2014年10月31日のうちいずれか早期に到来する時点までに、両証券取引所による報酬委員会メンバーの独立性に関する新たな要求事項を遵守しなければならない。外国民間発行体に該当し日本法を遵守する日本企業は、NYSE及びNasdaqのいずれの報酬委員会独立性要件からも免除されるが、同要件が適用される場合は、該当する証券取引所の独立要件を満たさない理由をForm 20-Fの年次報告において開示しなければならない。

NYSEの新しい報酬委員会規則に関する概要の詳細は、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

<http://www.paulweiss.com/media/1430123/28-jan-13-nyse.pdf>

NYSEの新しい報酬委員会規則については、以下のウェブサイトをご参照頂きたい。

http://www.nyse.com/nyse-notices/nyse/rule-filings/pdf;jsessionid=108F2B636ECC5053FBC4A93725506F1F?file_no=SR-NYSE-2012-49&seqnum=5

Nasdaqの新しい規則については、以下のウェブサイトをご参照頂きたい。

http://nasdaq.cchwallstreet.com/NASDAQTools/PlatformViewer.asp?selectednode=chp_1_1_4_3_8_3&manual=%2FNASDAQ%2Fmain%2Fnasdaq-equityrules%2F

4. SECが資源採取企業による政府機関への金銭支払開示規則に対する裁判所の無効判決について上告を断念

SECは、1934年証券取引所法（その後の改正を含み、以下「取引所法」）に基づくルール 13q-1を無効としたコロンビア地区連邦地方裁判所の2013年7月2日判決に上告しないことを決定した。ルール13q-1は2012年にSECにより公表され、ドッド=フランク法第1504条に基づく。本ルールは無効となったが、仮に有効であったなら、日本の発行体を含む資源採取発行体は、米国及び外国の政府への一定の金銭支払の開示が求められていたであろう。

SECは地方裁判所の判決に上告しない選択をしたが、ルール13(q)-1の根拠である取引所法セクション13(q)に関する地方裁判所の解釈に基づき、ドッド＝フランク法に準拠した修正規則を制定する義務を負っている。特に、地方裁判所は、セクション13(q)-1に基づく報告書が公開されることは議会の立法意図を超えるものであり、政府機関への金銭支払いの開示を禁止する国についてSECが開示義務の例外を設けなかったことは専断的かつ恣意的であるとした。

SECは、新たなセクション13(q)のルール制定を2014年のアジェンダに盛り込まなかった。従って、SECが新たなルールを提案する時期は不明である。新たなルール案は、公表及びパブリックコメントの対象となるものと予想されるが、通常、これらの手続は数カ月を要する。新たなルールは、最終版の公表まで効力発生しないものと思われる。

ルール13q-1を無効とする地方裁判所の判決に関する詳細は、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

<http://www.paulweiss.com/media/1702640/2-jul-13.pdf>

5. 連邦地方裁判所がSECの紛争鉱物規則を支持

2013年7月23日、コロンビア特別区連邦地方裁判所は、ドッド＝フランク法第1502条に基づきSECが公表した取引所法のルール13p-1を支持した。ルール13p-1は、発行体に、製造過程における、コンゴ民主共和国又はその隣接国を原産地とするコルタン、スズ、金及び鉄マンガン重石（以下「紛争鉱物」）の使用状況の開示を義務付けるものである。

2013年8月13日、原告側は、連邦地方裁判所の判決に対しコロンビア特別区控訴裁判所に上告した。控訴裁判所が定めたブリーフィングスケジュールから判断すると、2014年の第1四半期中には控訴裁判所の判決は行われぬものと思われる。ルール13p-1がまだ有効であることから、発行体は、本ルールに従い2014年5月31日までにSECにForm SDによる最初の報告書を提出できるよう、ルール遵守のための準備を継続すべきである。

2013年5月30日、SECのスタッフは、ルール13p-1に関する追加のガイダンスとして、12のFAQsを公表した。とりわけFAQsでは、SECに任意報告を行う場合にもルール13p-1の遵守が義務付けられる旨が明確にされている。また、紛争鉱物を採掘する発行体に適用される例外は、一般に採鉱に関わる活動に従事するいかなる発行体にも広範に適用される。さらに、FAQsでは、製品のパッケージ、容器又は発行体の事業の過程で用いられるが商流上販売されない物に含まれる紛争鉱物の存在については、発行体が開示する必要はないと説明されている。

紛争鉱物の使用についてのSECの開示要求を連邦地方裁判所が支持した判決に関する概要は、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

<http://www.paulweiss.com/media/1745577/24july13.pdf>

紛争鉱物の使用についてのSECの開示要求に関する概要の詳細及びSECのFAQ集へのリンクは、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

http://www.paulweiss.com/media/1153118/27-aug-12_sec.pdf

6. SECの委員長が、鉱物開示規則の見直しが適切であると示唆

2012年10月、鉱業冶金探鉱学会（Society for Mining, Metallurgy and Exploration）（以下「SME」）はSECに対し、Form 10-K（又は一部例外を除きForm 20-F）に基づきSECへ報告書を提出する探鉱会社の開示義務を定めたSECインダストリー・ガイド7の改正を求める申立てを行った。申立てにおいてSMEは、インダストリー・ガイド7が次第に時代遅れのものとなってきており、米国の探鉱会社及び投資家に不利益を生じていると主張した。このSMEによる申し立ては、過去10年に及ぶ協議及び提案の結果として行われたものであり、これまでにSMEはインダストリー・ガイド7の近代化を提言してきたものの、いずれも受け入れられなかった。2013年10月15日、SECのメアリー・ジョー・ホワイト委員長は全米取締役協会（National Association of Corporate Directors）向けのスピーチにおいて、特定の産業に特化した開示が投資家の利益となっているかについてSECは検討しなければならないと述べ、産業特有の開示要件を定めるSECのインダストリー・ガイドが、各産業の変化に対応したペースで修正されていないことを指摘した。同委員長は、2008年における石油及びガス会社による開示要件の改正に触れ、その他のガイドの改正も必要となる可能性を示唆した。また、多くの諸外国では国際的な採掘産業団体によって策定された埋蔵及び資源に関する報告基準が使用されていることを挙げ、鉱物開示に関するSECのルールも、これらの国際基準に基づき改正すべきかについて問いかけた。

SEC委員長のスピーチ全文については、以下のSECウェブサイトをご参照頂きたい。

<http://www.sec.gov/News/Speech/Detail/Speech/1370539878806>

7. ISDAがスワップ取引に関する新たなプロトコルを公表

国際スワップ・デリバティブズ協会（International Swaps and Derivatives Association、以下「ISDA」）は、ドッド=フランク法に基づき新たに制定されたスワップ取引に関する規則の適用・遵守メカニズムをまとめた2013年3月ドッド=フランク・プロトコル（以下「3月プロトコル」）を公表した。当規則は2013年7月に発効し、スワップ取引関係、ポーフォリオの照合及び「エンドユーザーの適用除外」に関連する表明（representations）の文書化の義務について定めている。3月プロトコルを遵守する市場参加者は、遵守に関する同意書（adherence letter）をISDAに提出し、取引プロトコルに関する情報を契約及び表明事項を反映させた質問書の形式でスワップ・ディーラー及び主要スワップ参加者に提出することが求められる。

3月プロトコルの詳細は、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

http://www.paulweiss.com/media/1659079/31may13_alert.pdf

8. 「ボルカー・ルール」の最終版が採用される

2013年12月10日、連邦準備制度理事会（Fed Board）、連邦預金保険公社（FDIC）、通貨監督庁、SEC及び商品先物取引委員会は、「ボルカー・ルール」として知られるドッド=フランク法第619条の最終ルールを共同で公表した。最終ルールは、銀行事業体が、(i)ヘッジ・ファンド及びプライベート・エクイティ・ファンド（「対象ファンド」と呼ばれる）を保有し、出資し又は一定の関係を持つこと及び(ii)有価証券、デリバティブ、商品先物及びこれらのオプションの短期自己勘定取引を行うことを禁じている。

最終ルールは、FDICの預金保険の対象となっている銀行（預金保険対象機関）と一定の関係を有する法人を「銀行事業体（banking entities）」と定義し対象とする。銀行事業体には、預金保険対象機関、銀行持株会社及び預金保険対象機関をコントロールする事業体並びにこれらの銀行事業体の関係会社又は子会社が含まれる。従って、預金保険対象機関又は銀行持株会社と一定の関係を有する企業グループの全体が最終ルールの対象となる。

最終ルールは、対象ファンドに該当する米国外のファンドの範囲を、米国の銀行事業体によって直接又は間接に出資又は保有されている一定の米国外ファンドに限定した（外国の公的ファンドは除く）。また米国外で取引を行う米国外銀行事業体が米国の取引所及び清算機関において自己勘定取引を行うことは妨げられない旨も明らかにしている。

最終ルールは2014年4月1日に効力発生するが、Fed Boardはコンプライアンスの全面実施期限を2015年7月21日まで延長した。

最終版のボルカー・ルールについての詳細は、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

<http://www.paulweiss.com/media/2252387/23-dec-13vlckr.pdf>

最終ルールの全文は、以下をご参照頂きたい。

<http://www.federalreserve.gov/newsevents/press/bcreg/bcreg20131210a1.pdf>

9. 米国第二巡回区控訴裁判所が、取引所法第10(b)条は責任の性質に関わらず米国内の行為についてのみ適用される旨を判示

米国最高裁判所は、2010年のモリソン対ナショナル・オーストラリア銀行事件（130 S. Ct. 2869 (2010)）において、取引所法第10(b)条が外国投資家、外国発行体及び/又は外国の証券取引所で取引された証券に関する証券取引に適用されるかを論じた。同判決は第10(b)条を(a)米国内の取引所に上場された証券の取引又は(b)その他の証券の米国内で行われた取引のみに適用されるものとし、米国連邦証券法上重要な詐欺防止条項の域外適用を制限した。

2013年9月4日、米国第二巡回区控訴裁判所はモリソン判決の重要な解釈を示し、取引所法第10(b)条及び同条に基づく規制は、民事上又は刑事上の責任が問われているかに関わらず、米国内の行為についてのみ適用される旨を明らかにした。同判決は、米国内外で発生した数百万ドル規模の詐欺スキームに基づきアルベルト・ピラー氏及びゲイリー・アラン・タナカ氏の刑事責任が問われた米国対ピラー事件(10-521-cr)に関するものである。

米国の法廷によるモリソン事件の解釈については、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

<http://www.paulweiss.com/media/103257/5Mar12Memo.pdf>

10. SECがソーシャル・メディアを通じた企業のコミュニケーションに関する見解を公表

2013年4月2日、SECは、NetflixのCEOであるリード・ヘイスティングス氏によるRegulation Fair Disclosure（レギュレーションFD）違反の可能性に関し、調査報告書を公表した。ヘイスティングス氏は個人のフェイスブックのページに、Netflixのコンテンツ・ライセンスリング・チームに向け、月間閲覧時間が初めて10億時間を突破したことへのお祝いを投稿した。フェイスブックへの投稿時、Netflixは、本情報に関するフォーム8-Kをファイルしておらず、プレス・リリースも行っていなかった。同報告書においてSECのスタッフは、ソーシャル・メディアを通じた発行体のコミュニケーションは、より伝統的なチャンネルを通じたコミュニケーションと同様に、レギュレーションFDに基づく慎重な検討を要するものとした。フェイスブック及びツイッター等のソーシャル・メディア・チャンネルにより発行体から投資家へ直接かつ即時のコミュニケーションが可能となったことから、SECのスタッフは、特定のチャンネルが投資家とのコミュニケーションのための「認められた発信チャンネル」であるかを示すファクターを厳密に検討することを発行体に期待している。

SECの本報告に関する詳細は以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

http://www.paulweiss.com/media/1572841/3-apr-13_sec.pdf

SECの報告書は以下をご参照頂きたい。

<http://www.sec.gov/litigation/investreport/34-69279.pdf>

11. ポール・ワイスが代理したイーディス・ウィンザー氏が、米国最高裁判所において、同性婚に関する歴史的な判決を勝ち取る

米国最高裁判所は、2013年6月26日、米国対ウィンザー事件において、5対4の多数意見により、米国結婚防衛法（DOMA）の中心的な条項を違憲とした。原告のイーディス・ウィンザー氏は、故シーア・スパイア氏と44年間を共に過ごし、2007年同氏と結婚した。しかし、DOMA第3条が結婚を「一人の男性と一人の女性を夫と妻とする法的な結合」と定義していたため、配偶者が男性ではなく女性であったという理由に基づき、スパイア氏の死後36万ドル以上の連邦相続税を支払わなければならなくなった。

ウィンザー判決の多数意見において、ケネディ裁判官は、同性愛者の結婚という状況について「2人の人間による親密な関係を広く法的に認めるものであり、他の全ての結婚と同等に地域社会において尊重される価値を持つ」と述べた。ウィンザー判決は直ちに大きな影響を及ぼし、ニュー・ジャージー、オハイオ、ニュー・メキシコ及びユタを含む全米の法廷が、同判決に基づき、同性愛者も婚姻の平等な権利を有するべきである旨を示した。

プロボノ活動の先駆者としての伝統を持つポール・ワイスは、歴史的、社会的及び法的に大きな意義を有する本件においてイーディス・ウィンザー氏を代理した。

12. デラウェア州一般会社法の2013年改正

2013年、デラウェア州議会はデラウェア州一般会社法（DGCL）及びデラウェア州有限責任会社法（DLLCA）の重要な改正を採択した。最も重要な改正はDGCL第251(h)条である。同条は、デラウェア州の上場会社を対象とするテnder・オファー又はエクステンジ・オファーにおいて、買収者が合併を承認するために必要な株式（一般には発行済株式の過半数）を取得したが、ショート・フォーム・スクイーズ・アウト・マージャーを行うために必要な90%を取得するには至らなかった場合に、第二段階の合併を実行するために必要であった株主の承認を多くの場合において不要とするものである。本改正は、第二段階の合併のための株主投票に要していた時間及びコストを削減するのみならず、テnder・オファーと合併を実質的に同時（通常は同日）に完了させることで、二段階買収の資金調達を容易にするものである。第251(h)条は、2013年8月1日に発効した。

DGCL及びDLLCAの改正に関する詳細は、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

<http://www.paulweiss.com/media/1743569/23july13.pdf>

13. SECが2013年会計年度における執行訴訟の結果を公表

2013年12月17日、SEC執行部局は、2013年9月30日に終了したSECの会計年度において、686件の執行訴訟を提起し、過去最高額となる合計34億ドルの制裁金を違反者に科した旨を公表した。制裁金の合計額は、2012年より10%増加している。またSECは2014年会計年度に向け「強固なパイプライン」を築いており、昨年908件の調査を開始し（13%の増加）、574件の正式調査の命令を受けた旨を明らかにしている（20%の増加）。SECの内部告発局は2013年会計年度に3,238件の告発を受け、情報提供により実質的に執行訴訟に至った内部告発者に1,400万ドル以上を支払った。最も注目すべきは、SECが、長年認められてきた「認めず否定もしない（no admit/no deny）」和解ポリシーを昨年変更した点である。SECが被告に重い責任を負わせるべきであり公共の利益にも資すると考えた場合、不法行為の自白が求められることになる。

より詳細は、以下のSECのリリースをご参照頂きたい。

<http://www.sec.gov/News/PressRelease/Detail/PressRelease/1370540503617#.UrILPRDtVk>

14. 最高裁判所が「市場における詐欺」に基づく推定の変更を検討

2013年11月15日、米国最高裁判所がハリバートン対エリカ・P・ジョン・ファンド事件の審理を許可したことにより、「市場における詐欺」理論に基づきクラス全体の信頼の推定を認めたベーシック対レビンソン判決が破棄又は大幅に修正される可能性が生じている。「市場における詐欺」の推定により、クラス・アクションの潜在的原告は、各原告が問題の記載事項を証券の売買時に実際に信頼した旨を証明することなくクラス・アクションを提起することができる。本件において、最終的に最高裁判所が「市場における詐欺」の推定を維持したとしても、推定の内容を改めるかあるいは被告の反証の機会を広げる可能性があり、その結果、問題となった不実の記載は発行体の株式の市場価格に影響を及ぼさなかったとの証拠を示すことによりクラスの承認を阻止できるようになる可能性がある。最高裁判所は同事件の口頭弁論を2014年3月5日に予定している。

証券クラス・アクションの承認及びベーシック事件判決の詳細については、以下のポール・ワイスのメモランダムをご参照頂きたい。

<http://www.paulweiss.com/media/1521304/28feb13amgen.pdf>

* * *

本稿は、特定の事案について法的助言を提供することを目的とするものではありません。本メモランダムに基づき、法的又はビジネス上の決定を行うことは企図されておりません。本メモランダムに関するご質問は以下の弁護士にお問い合わせください。

ユー・トン
パートナー
03-3597-6306
tyu@paulweiss.com

吉野ケイ
パートナー
03-3597-6303
kyoshino@paulweiss.com

小野美恵
アソシエイト
03-3597-6302
mono@paulweiss.com

Paul|Weiss

TOKYO

Fukoku Seimei Building
2-2, Uchisaiwaicho 2-chome
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011
Japan
Tel: 81-3-3597-8101
Fax: 81-3-3597-8120

Paul, Weiss (www.paulweiss.com) is a firm of more than 700 lawyers with diverse backgrounds, personalities, ideas and interests who collaboratively provide innovative solutions to our clients' most critical and complex legal and business challenges. We represent the largest publicly and privately held corporations and financial institutions in the world as well as clients in need of pro bono assistance.